

事務連絡  
令和5年5月2日

保護者の皆様へ

内灘町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う  
町立学校における主な対応について

令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。これを受け、町立学校における主な対応は、別紙のとおりとなります。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

## 別紙

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う

### 町立学校における主な対応について

(令和5年5月8日以降)

## 1. 平時の感染症対策

### ①マスクの着用

- ・基本、学校側からマスクの着用を求めることがありません。

### ②健康観察

- ・体温を測定するなど、健康観察は引き続きお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、医療機関で受診するなどし、自宅での休養をお願いします。
- ・感染が判明した場合は、出席停止となります。それ以外は欠席となります。

## 2. 感染流行時の感染症対策

### ①マスクの着用

- ・児童生徒にマスクの着用を求めることがあります。

### ②活動場面ごとにおける感染症対策

- ・各教科等で、「感染リスクが比較的高い学習活動等」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、活動場面に応じて、身体的距離を確保するなどの対策を講じることができます。

## 3. 感染状況に応じて、機動的に講すべき措置

### ①出席停止

- ・感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じつつ、学習の機会を確保するなど、学びの保障に留意します。

### ②出席停止期間の基準等

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。また、出席停止解除後は、発症から10日を経過するまで、マスクの着用をお願いします。

## 4. 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童生徒については、出席停止の対象となりません。